



令和 7 年度 野木町保育所入所のご案内

野木町教育委員会
こども教育課
子育て支援係
TEL 0280-57-4162

1. 「保育の必要性」の認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。※私学助成の幼稚園を利用する場合は認定は不要です。

認定区分	児童の年齢と保育の必要量	利用できる施設
1号認定(教育認定)	満3歳以上で教育を希望	幼稚園 認定こども園(教育部分)
2号認定(保育認定)	3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	保育所(園) 認定こども園(保育部分)
3号認定(保育認定)	3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育を希望	

保育認定（2号・3号）にあたっては、保護者に次のいずれかの事由があり、常時保育が必要な状態にあることが必要です。また、保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けます。

「集団生活を経験させたい」「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由			区分（目安）	施設利用可能時間
就 労	児童の保護者が家庭の内外で仕事をする(月64時間以上)ことが常態 (フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など) ※注意※ 対価（給与収入等）を伴わない労働については、保育の必要性のある就労とはみなしません。	120時間以上/月※	保育標準時間	最大11時間/日
		64時間以上 120時間未満/月※	保育短時間	最大8時間/日
妊娠・出産	産前 6 週・産後 8 週		保育標準時間	最大11時間/日
保護者の疾病・障がい			保育標準時間	最大11時間/日
同居又は長期入院等している親族の介護・看護			状況により決定	
災害復旧			保育標準時間	最大11時間/日
求職活動			保育短時間	最大8時間/日
就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)			状況により決定	
虐待やDVのおそれがあること			保育標準時間	最大11時間/日
育児休業	すでに保育を利用している児童で、保護者が育児休業復帰後も継続して保育が必要と認められる場合	下の子が満 1 歳に到達する年度末まで ※注意※ 年度明け4月末までに復職	保育短時間	最大8時間/日

※利用可能時間は、施設が開所している時間内の範囲での利用となります。

※120時間以上/月であっても、勤務時間帯によっては保育短時間認定となる場合があります。

※120時間未満/月の就労であるが、通勤や始業時間の都合により保育短時間が適さない状況の場合はご相談ください。

2. 入所申込みについて

1. 受付

※申込受付は、土日祝日、年末年始を除く 8時30分～17時15分
(12時～13時を除く)

(1) 令和7年4月以降入所予約

◎対象者

- ・令和7年度4月入所予約を希望する方
- ・産休・育休明け(同じ職場に復帰)のため、令和7年度5月～翌1月の入所予約を希望する方

※退職や勤務が月64時間未満となった等の場合は予約取り消しとなります。

※出産前でも要件を満たしている場合は、予約申込みができます。

出産前の場合、誓約書(求職活動要件)ではお申込みいただけません。

出産前の予約申込みができるのは、野木町にお住まいで、野木町内の園にお申込みされる方のみです。

※出産前の予約申込みは、一次選考のみとなります。

<受付期間> (一次選考)	令和6年10月23日(水)～11月5日(火) ※土日祝日を除く
<受付時間>	8時30分～12時, 13時～17時15分 (12時～13時を除く)
<受付場所>	役場別館 こども教育課 子育て支援係

※受付期間以降の受付について(二次選考)

令和6年11月6日(水)～令和7年1月7日(火)まで

※二次選考の結果は、2月頃を予定しています。

(2) 令和7年5月以降入所申込(毎月入所審査実施)

<受付期間>	令和7年3月19日(水)～入所を希望する月の前月10日 (土日祝の場合は前平日)まで
<受付時間>	8時30分～12時, 13時～17時15分 (12時～13時を除く)
<受付場所>	役場別館 こども教育課 子育て支援係

★注意★

※育児休業後の入所は職場復帰月からですが、復帰日が1日～14日の場合、前月を選ぶこともできます。

※入所は毎月1日からです。月途中からの入所はできません。

※令和8年2月・3月の入所を希望することはできません。

※認定こども園野木幼稚園への入所をご希望の方は、直接園にお申込みください。

また、認定こども園野木幼稚園とこども教育課へ重複して申込みことはできません。

例：認定こども園野木幼稚園へ申込みし、かつ、〇〇保育園を第1希望としこども教育課へ同時に申込みことはできません。

2. 申込みから入所までの流れ

①入所申込み書類の入手 こども教育課窓口・野木町ホームページにて入手できます。

②入所申込み書類の準備

<必要書類>

- ☐ 1. 保育所入所申込書
- ☐ 2. 支給認定申請書
- ☐ 3. 家庭状況届
- ☐ 4. 保育所等入所申込意向確認書
- ☐ 5. 保育を必要とする事由を確認するための書類（以下のいずれか）

※18歳以上~65歳以下の同居家族全員分が必要です。

- ☐ 就労証明書

※証明書の発行日の記入が必須となります。

※自営業・農家の方は、税の申告書B（第一表）の写（開業1年目の場合は開業届の写）を添付してください。（自営業専従者の方は、自営業主の方の申告書B（第一表、第二表の写も添付してください。））

※別居の実家等の自営業・農家を無給で手伝う場合は保育の必要性のある就労とはみなしません。

- ☐ 学生証の写
- ☐ 診断書等

※保護者の疾病、けが、障がい等や、親族の看護や介護のために児童の保育ができない場合、家庭での保育ができない旨の医師の診断書が必要になります。

- ☐ 誓約書（求職活動等により就労証明書を提出できない場合）

求職活動の場合は、入所後毎月「求職活動実績報告書」を提出してください。

- ☐ 6. 母子手帳の写（出産前の予約申込みをする方のみ）

※表紙及び出産予定日の記載されているページの写しを添付してください。

※出産前の予約申込みをされた方は、出産後は必ずこども教育課にて「児童名」「生年月日」等を申請書に記入してください。出産した日から3ヶ月以内に記入されない場合、書類不備とみなし申請が取り下げになる場合があります。

- ☐ 7. 保育園見学チェック表
- ☐ 8. 確認事項チェックリスト
- ☐ 9. 転入誓約書（野木町へ転入予定の場合）

※転入後の住所が確認できる書類（賃貸の契約書等）を添付してください。

★園の見学について

新規で申込みされる場合は必ず園の見学をお願いしています。お子様が事前に園の雰囲気を知るための大切な機会になります。見学の日時等については園に直接ご確認ください。見学チェック表をご持参のうえ、保護者とお子様でご参加ください。

③書類の提出(こども教育課 子育て支援係まで)

※証明書等は発行から3ヶ月以内のものを提出してください。

※書類不備の場合は受付ができませんのでご注意ください。

※きょうだい同時申込をされる方は、人数分の申請書が必要となります。就労証明書・診断書等は
原本1部と足りない人数分のコピーをご持参ください。(役場ではコピーを受け付けていません。)

※申込み書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかにこども教育課へご連絡ください。(転職、
退職、離婚、死亡、転居など)

④入所審査

提出された書類をもとに、就労状況、児童・家庭の状況を考慮し、総合的に審査いたします。人数によっては入所をお待ちいただく場合があります。年度途中につきましては、毎月の申請受付締め切り後、入所審査を行います。

⑤審査結果通知発送(令和7年1月上旬頃)

審査結果は1月上旬までに通知する予定です。決定状況によって送付される書類が異なります。

◆入所できる場合

入所内定書(園で面接後「入所承諾書」を通知します。)

支給認定書

◆入所をお待ちいただく場合

保育所保留通知書

支給認定書

※令和7年度中に定員に空きが出た場合は、こども教育課からご連絡いたします。

※入所申込み取消しの場合は、こども教育課までご連絡ください。

※申込み書類の有効期限は令和7年度(令和7年4月～令和8年1月入所分)の審査までとなります。

5月以降の審査についても継続し、各月の申込者と一緒に審査されます。申込み書類の記載事項
に変更があった場合は、各月締切日までにこども教育課窓口にて書き換えてください。

～入所内定書が送付された方～

⑥入所保育園でのオリエンテーションと面談(令和7年2～3月)

日程は各園から通知されます。

※入所後はお子様が環境に順応するため「慣らし保育」のご協力をお願いしています。慣らし保育の期間については、各園でご相談ください。

※入所前の慣らし保育期間はありません。

※育児休暇の延長をされた場合、入所月や保育認定に変更が生じる場合がありますので、
必ずこども教育課までご連絡ください。

⑦利用者負担決定通知書(保育料のお知らせ)の発送（令和7年3月中旬頃）

利用者負担決定通知書

副食費免除通知書（対象者のみ）

⑧入所

※欠席について

お子さんのケガや疾病等のやむをえない理由以外で園を欠席し、登園数が著しく少ない状況（例：1ヶ月あたりの登園時間が就労証明書が有効となる月64時間を下回る等）が続いた場合、保育の必要性がないとみなし、**退所**となります。

★産休・育休明けで復職をされた方★

復職後すみやかに復職証明書を提出ください。また、復職日が変更となる場合は、変更内容によっては認定が変更になる場合がございますので、すみやかにこども教育課へお申し出ください。

★入所中に退職をされた方★

退職されたら2週間以内に「誓約書」を提出ください。退職日から60日以内に就労し、「就労証明書」を提出してください。60日以内に就労が開始できない場合は、退職から60日後の月末までで退所となります。



3. 広域入所について

広域入所とは他市区町村の保育所に入所することをいいます。その際に必要な連絡調整を町が窓口となっていて行っています。

◆野木町にお住まいで、野木町以外の保育所等を希望する場合

市区町村によって広域の入所要件や受付期間が異なりますので、希望保育所のある市区町村にお問い合わせのうえ、お早めにこども教育課へご相談ください。

該当の市区町村に勤務している方、もしくは転出を予定している方が対象となります。

※転出予定の方は、転出先の住所がわかるもの(土地の権利書や賃貸の契約書等)をご提出ください。

※市区町村によっては上記以外の要件で申しめる場合や、必要書類が異なる場合もありますので、希望先の市区町村に必ずご確認ください。

【申込み場所】 野木町こども教育課 子育て支援係

◆野木町外に住所がある方

申込み時点で住所のある市区町村の保育担当課で申込みを行ってください。書式はお住まいの市区町村のものをご利用ください。

また、令和7年5月以降の入所申込みの場合は、入所希望月の前月10日までにお住まいの市区町村を通して申請ください。

◆野木町外に住所があるが、野木町への転入を予定している方

申込み時点で住所のある市区町村の保育担当課で申込みを行ってください。書式はお住まいの市区町村のものをご利用ください。転入予定の方は入所日の前月末日までの住民登録が必要です。住民登録がない場合は、入所の内定が取り消しになります。

転入後は野木町の様式で再度申込書をお書きいただく必要がありますので、必ずこども教育課にお立ち寄りください。

<実施期間>

入所期間は**1年間**となります。ただし、1年ごとに家庭や就労の状況を調査し、必要な方は継続して申込ができます。入所の可否は、野木町と該当市区町村での判断となるため、継続できない場合もあります。

<申込みから入所までの流れ>野木町にお住まいで、野木町外の保育所等を希望する場合

- ①入所申込みの必要書類一式を野木町こども教育課に提出
- ②野木町こども教育課から該当する市区町村に入所の協議
- ③該当する市区町村から野木町こども教育課に審査結果通知
- ④野木町こども教育課から申込者に審査結果の通知

※第一希望が広域の園の場合、該当する市区町村での審査後の結果通知となるため、町内園のみをお申込みの方とは結果通知の発送時期が異なります。

- ⑤入所できる場合、園でオリエンテーション・面談の実施
- ⑥利用者負担決定通知書(保育料のお知らせ)
- ⑦入所

3. 保育料・副食費について

1. 保育料算定・副食費の免除判定について

◆保育料

0～2歳児のお子さまの保育料は、保護者の市町村民税所得割課税額の合算額に応じた階層区分によって決まります。一般世帯の階層ごとの保育料は次表のとおりです。ご家庭の状況によっては軽減措置の対象になることがあります。詳しくは町ホームページ「野木町保育料基準表」をご覧ください。

階層	階層区分	保育標準時間		保育短時間	
	定義	3歳児未満	3歳児以上	3歳児未満	3歳児以上
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	13,000	0	12,800	0
第4-1	市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯	24,000	0	23,400	0
第4-2	市町村民税所得割課税額97,000円未満の世帯				
第5	市町村民税所得割課税額169,000円未満の世帯	35,000	0	34,400	0
第6	市町村民税所得割課税額301,000円未満の世帯	48,000	0	47,100	0
第7	市町村民税所得割課税額397,000円未満の世帯	50,000	0	48,800	0
第8	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	51,000	0	49,400	0

※同一世帯に2人以上の児童がいる場合、**第2子以降は無料**となります。

第2子以降の保育料の免除については申請が必要となりますので、対象者の方には入所内定後に町からご連絡致します。

◆副食費

3～5歳児のお子さまについては、保育料は無料となりますが、副食費（おかず相当分）は保護者負担となります。副食費は園にお支払いいただきます。ただし、保護者の課税の状況や、家族の状況に応じて副食費が免除される制度があります。対象の世帯については別途通知します。

※お願い※

保育料については、以下の金融機関での口座振替とさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

口座登録のための「口座振替依頼書」は、入所内定後にお渡しいたします。

<取り扱い金融機関>

- ・足利銀行
- ・栃木銀行
- ・足利小山信用金庫

4. よくある質問（Q&A）

No.	質 問	回 答
1	世帯が別で同居している親族がいます。申込書には申込児童の世帯のみ記入すればいいですか？	同一住所の方全員分のご記入が必要です。また、同一住所の18歳以上65歳以下の方については就労証明書等の添付が必要です。
2	4月上旬に復職予定です。3月からのならし保育はありますか？	3月からのならし保育はありません。4月中に復職予定の方は、4月1日入所のみとなり、入所と同時にならし保育を行います。5月以降に復職予定の方は、上旬（1～14日）復職の場合、前月から入所をご希望いただけます。
3	就労時間が月120時間未満になるが、通勤時間を含めると保育短時間の時間に送迎ができません。保育標準時間にすることはできますか？	通勤や開始時間の都合により保育短時間が適さない場合は、保育標準時間で認定する場合があります。その場合、就労状況や通勤に関して具体的にお伺いする必要がありますので、こども教育課へご相談ください。
4	きょうだいで申込をする場合、就労証明書等は人数分必要ですか？	勤務先に人数分の証明をしていただく必要はありませんが、必要枚数をコピーしていただき、それぞれの申込書に必ず添付してください。
5	就労証明書に押印箇所がありません。就業先の押印は不要ですか？	押印は不要です。なお、内容について記載者に確認する場合がございますので、必ず就業先で発行し、漏れのないようご記入をお願いします。特に、証明日の記載漏れにご注意ください。
6	町内在住でA市勤務ですが、職場への通勤途中にあるB市の園への入所は可能ですか？	町外の園への入所対象者は、①希望園の市区町村に勤務している方②希望園の市区町村へ転出予定の方になります。そのためこのケースの場合は、B市での勤務や転出予定ではないため入所申込をすることはできません。
7	離婚を前提として別居をしていますが、その場合でも両親の就労証明書等が必要ですか？	離婚が成立していなければ、両親の証明書が必要です。離婚協議中の場合は、協議中であることがわかる書類（調定申立書の写し等）と申請者分の証明書を提出してください。また、離婚が成立した場合は保育料等が変更になる場合がございますので、すみやかにこども教育課までお申し出ください。
8	自営業ですが、就労証明書以外に必要な書類はありますか？	自営業主の方については、税の申告書（第一表）の写、自営業専従者の方は、自営業主の税の申告書（第一表、第二表）の写を添付してください。また、開業1年目の場合は開業届の写を添付してください。

No.	質 問	回 答
9	入所ができなかった場合、毎月申込する必要がありますか？	年度内は継続して審査を行いますので、再度申込いただく必要はありません。 <u>次年度も継続して入所希望の場合は、次年度の入所申込の受付期間に再度申込をしてください。</u>
10	仕事を辞めてしまいました。保育園はいつまで入所できますか？	退職されたら「誓約書」を提出いただき、退職から60日以内に就労し、就労証明書を提出してください。60日以内に就労が開始できない場合は、退職から60日後の月末までで退所となります。
11	すでに入所している子どもがおり、出産予定です。産休・育休を取得する予定ですが、入所中の子どもはいつまで入所できますか？	育休明けに同じ職場へ復帰する場合は、生まれてくるお子様が満1歳に到達する年度末までは継続して入所できます。それまでに復職されない場合は一旦退所となります。
12	入所希望は無いが育児休業を延長したいので入所保留通知を発行してもらうことはできますか？	令和7年度から育児休業給付金の支給期間の延長手続きが見直されました。これに伴い、入所保留通知を希望する申請（入所希望の無い申請）は受付不可とします。入所を希望する申請において、定員超過等の理由で入所できない場合は従来通り入所保留通知を発行いたします。